

「令和元年台風 15 号」（令和元年房総半島台風）により被災された方への支援

このたびの台風、停電等により被災された方々に対しまして、共済組合は次の支援を行ってまいりますのでお知らせします。
なお、詳しくは、日本郵政共済組合コールセンターに遠慮なくお尋ねください。

日本郵政共済組合コールセンター 0120-97-8484 ※ 通話料は無料です。

支援策等	内 容	対象者	要件等	備 考
組合員証や被扶養者証(いわゆる保険証)等を提示できなくても医療機関を受診できます	当面の間、保険医療機関等の窓口で、保険証が手元になく提示できない旨と氏名等(右の「要件等」欄)を申し立てることにより保険診療等を受けることができます。	被災した組合員または被扶養者	保険医療機関等の窓口で、氏名・生年月日・連絡先(=) 日、分、秒の情報は	被災した組合員または被扶養者 の再発行
組合員証や被扶養者証(いわゆる保険証)の再発行	台風、洪水等により亡失した保険証の再発行を希望する場合は、電話による本人確認により再発行します。	被災した組合員または被扶養者		
被扶養者の認定(所得証明書等の発行遅延による対応)	当面の間、前健保の資格喪失証明書があれば、被扶養者の認定を行います。 (※ 後日、書類(所得証明書等)が準備できない郵送していただきます。)	被災した組合員または被扶養者		
災害見舞金を支給します	台風、洪水等により、住居や家財に3分の1以上の損害を受けたときには、損害の程度に応じ、標準報酬月額0.5か月～3か月分の見舞金を支給します。	被災した組合員または被扶養者	下記ホームページをご確認の上、請求手続の流れに沿って手続をしてください。 トップページ⇒給付・医療費から探す⇒災害見舞金	被災した日の翌日から2年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。 ※ 被災した日が2019年9月8日の場合、2021年9月8日到着分まで
災害貸付を受けることができます	組合員、その被扶養者または組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母(配偶者の父母を含む。)の居住する住居または家財が台風、洪水等により損害を受けたときには、修繕費用などの貸付を受けることができます。	組合員(組合員期間6か月以上)	下記ホームページをご確認の上、申込手続の流れに沿って手続をしてください。 トップページ⇒人生のイベントから探す⇒災害⇒災害貸付の申込手続	貸付限度額 : 380万円 貸付利率 : 年1.86% 弁済期間 : 120か月以内
貸付元金の弁済猶予を受けることができます	特別貸付(災害・教育・結婚・葬祭・医療)及び一般住宅貸付の未弁済元金(新規の災害貸付を含む。)の弁済猶予を受けることができます。 なお、弁済猶予期間中であっても、貸付金に対する利息は毎月徴収されます。	共済貸付を受けている組合員		

災害発生から一定期間を経過したため、本特別措置は終了しました。
下記ホームページをご確認の上、通常の手続の流れにより組合員証(保険証)等の再交付手続をしてください。

[トップページ⇒よくある手続から探す⇒組合員証等の再交付](#)

災害発生から一定期間を経過したため、本特別措置は終了しました。
下記ホームページをご確認の上、通常の手続の流れにより被災者の認定申請をしてください。

[トップページ⇒よくある手続から探す⇒被災者が増えた\(認定\)](#)

災害発生から6か月を経過したため、本特別措置は終了しました。